

郵船航空サービス株式会社ほか4社に対する審判開始について
(国際航空貨物利用運送事業者らによる価格カルテル事件)

平成21年7月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、当委員会が平成21年3月18日付けで行った、国際航空貨物利用運送業務^(注1)を営む事業者ら12社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について、郵船航空サービス株式会社、西日本鉄道株式会社、株式会社バンテック^(注2)及びケイラインロジスティックス株式会社の4社から排除措置命令(平成21年(措)第5号)及び課徴金納付命令(平成21年(納)第7号,同第9号,同第12号又は同第13号)に係る審判請求が、株式会社日新から課徴金納付命令(平成21年(納)第11号)に係る審判請求がそれぞれ行われたため、平成21年7月3日、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始することとし、その旨を5社に通知した。

(本件排除措置命令及び課徴金納付命令の概要については、当委員会ホームページの平成21年3月18日付け「報道発表資料」参照。)

(注1)他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業を営む者の行う運送を利用して行う輸出に係る貨物の運送(これに先行及び後続する当該貨物の集配のためにする自動車による運送を併せて行う場合における当該運送を含む。)に係る業務をいう。

(注2)原処分の名あて人であるバンテックワールドトランスポート株式会社を平成21年4月1日に吸収合併した。

1 審判請求をした者(被審人)の概要及び第1回審判期日

審判事件番号 審判請求をした者(被審人)	本店所在地	代表者	第1回審判期日
平成21年(判)第18号 及び同第22号 郵船航空サービス株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号	矢野 俊一	平成21年8月6日(木) 午前11時00分
平成21年(判)第19号 及び同第23号 西日本鉄道株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号	竹島 和幸	
平成21年(判)第20号 及び同第25号 株式会社バンテック	横浜市西区花咲町六丁目145番地	山田 敏晴	
平成21年(判)第21号 及び同第26号 ケイラインロジスティックス株式会社	東京都港区芝浦三丁目7番9号	勝瑞 護	
平成21年(判)第24号 株式会社日新	横浜市中区尾上町六丁目84番地	筒井 雅洋	平成21年8月25日(火) 午後2時00分

2 場所

公正取引委員会審判廷

(東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館B棟19階)

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp